

**「新秋田県立体育館」
ネーミングライツ・パートナー募集要項**

1 趣旨

公有財産の有効活用により新たな財源を確保するため、秋田県が令和 10 年度の供用開始に向け整備を進める新たな県立体育館（以下「本件施設」という。）に愛称を付与する権利（以下「命名権」という。）を取得する者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

2 募集対象施設

(1) 名称

秋田県立体育館（ただし、令和 10 年 10 月 1 日供用開始予定の施設とする。）

(2) 所在地

秋田市八橋運動公園内

(3) プロスポーツチーム等の利用

ア 本件施設は、男子プロバスケットボール B. LEAGUE PREMIER「秋田ノーザンハピネッツ」及び女子バレーボール SV リーグ「アランマーレ秋田庄内」がホームアリーナとして使用することが見込まれます。

(ア) 秋田ノーザンハピネッツ

- ・使用開始時期：2028-29 シーズン（令和 10 年度）～
- ・試合開催日数：年間 30 試合程度

(イ) アランマーレ秋田庄内

- ・使用開始時期：2030-31 シーズン（令和 12 年度）～
- ・試合開催日数：年間 20 試合程度

イ 試合中継、報道、SNS 等において、本件施設の愛称が頻繁に取り上げられることにより、広範囲にわたる、高い広告効果が期待されます。

（注）本件施設の詳細については、**施設概要【資料 1】**のとおり。

3 命名権の内容

(1) ネーミングライツ・パートナーは、愛称付与に係る対価（以下「命名権料」という。）を支払うことにより、本件施設に企業・団体名、商品名、ブランド名等を含む愛称を付けることができます。

(2) 付与された愛称は次の箇所に表示します。なお、施工計画上の都合等により、表示の箇所は変更となる場合があります。

ア 建屋外壁の施設名称看板

1 箇所

イ 事業敷地内の案内板

15 箇所程度

ウ 道路標識（県道 26 号秋田停車場線）

2 箇所

エ ホームページ、パンフレット等の広報媒体

適宜

（注）表示の箇所及び条件については、**愛称表示位置について【資料 2】**のとおり。

(3) 命名及び表示に係る費用負担は次のとおり。

区分	ネーミングライツ・ パートナー	県	PFI 事業者 (注 1)
①建屋外壁の施設名称看板 (注 2)	○		○
②事業敷地内の案内板			○
③道路標識（県道 26 号秋田停車場線）		○	
④ホームページ、パンフレット等の広報媒体		△ (注 3)	○

(注 1) PFI 事業者：秋田アリーナ P F I パートナース株式会社

(注 2) ネーミングライツ・パートナーの費用負担の範囲は、施設名称看板の設置箇所の下地、電源等を除く、看板の制作及び設置工事に係る費用とし、命名権料とは別に負担するものとする。

(注 3) △：状況に応じて合理的な範囲で県が費用負担

(注 4) 表中の各区分には契約期間中の維持管理及び契約期間終了後の原状回復を含むものとする。

(4) 命名権の特典として、ネーミングライツ・パートナーに対し、次の権利を付与します。

ア 愛称の無料使用权（無料使用期間：契約締結日～令和 10 年 9 月 30 日）

（注）本件施設の供用開始前において、県及び PFI 事業者が本件施設に関する広報 P R を行う際に愛称の使用に努めるほか、ネーミングライツ・パートナーも自社の広報宣伝活動等に愛称を使用することができます。

イ 展示 P R スペース（1 階南エントランス）への展示物設置権

（注）展示物の内容、形状、規模等については、県とネーミングライツ・パートナーで協議の上、決定します。

ウ 契約期間満了時の優先交渉権

4 愛称に係る条件等

(1) 命名に係る条件

ア **秋田県広告事業実施要綱【資料 3】**第 7 条に抵触する単語、用語等を愛称の一部に含めることはできません。

イ 愛称の一部に次の内容を必ず含めてください。

- ・「秋田」、「あきた」、「アキタ」又は「AK I T A（ただし、大文字・小文字の表記は問わない。）」のいずれかの表記
- ・施設の用途が分かる呼称（例：体育館、アリーナ（ARENA）。例示以外の呼称を提案することも可。）

ウ 愛称は表記上 20 文字以内としてください。

エ 愛称の表記にはロゴマーク等のデザインを含めることができますが、原則、1 文字としてカウントします（ただし、ロゴマーク等のサイズによっては、この限りではありません。）。

オ 県民に親しまれ、本県の拠点施設としてふさわしい愛称としてください。

カ 秋田県内の他施設で使用されている名称及び他施設との混同を招く名称を用いることはできません。

(2) 制限事項等

ア 施設利用者等の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。

イ 条例で定める施設の正式名称（秋田県立体育館）の改正を行うことはできません。なお、愛称の表示に当たっては、正式名称と併記する場合があります。

ウ 国際的な大会の開催時等は、愛称の使用（表示）を制限する場合があります。

エ ネーミングライツ・パートナーが提案した愛称（(3)イの略称を含む。）及びロゴマーク等に関する知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。）は、県が無償で利用できるものとします。

(3) その他

ア 提案された愛称については、ネーミングライツ・パートナーの選定後、必要に応じて部分的な修正を依頼する場合があります。

イ 呼称の長さによる煩雑さを回避するため、県とネーミングライツ・パートナーで協議の上、提案された愛称のほかに略称を定めることができるものとし、表示スペースの制限等により愛称の表示が困難な場合その他県が認める場合において、愛称に代えて当該略称を用いることができるものとします。

5 募集期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

6 募集条件

(1) 契約期間

令和 10 年 10 月 1 日（供用開始予定日）から令和 16 年 3 月 31 日まで

(2) 命名権使用期間

契約締結日（令和 9 年度中を想定）から令和 16 年 3 月 31 日まで

（注）3 (4) ア「無料使用期間」を含む。

(3) 命名権料

ア 命名権料は、次の条件を満たし、応募者が提示した提案金額とします。

・年額 20,000,000 円以上（消費税及び地方消費税は別途）

イ ネーミングライツ・パートナーは、契約期間中、各年度の命名権料を当該年度の 4 月末日までに支払うものとします。ただし、令和 10 年度分については、同

年 10 月末日までに、提案金額を月割りした金額（1 円未満の端数は切り捨て）を支払うものとします。

7 応募資格

自らが単独でネーミングライツ・パートナーとなることを希望する企業・団体を対象とします。なお、秋田県広告事業実施要綱第 5 条の業種を営む者及び第 6 条に掲げる者は除きます。ただし、同要綱第 5 条の業種を営む者であっても、国や他の地方自治体において、命名権に係る契約を誠実に履行した実績があり、かつ、第 7 条の各号に抵触しないと県が認める場合は対象とします。

8 申込方法等

(1) 申込方法

5 の募集期間内に次の(2)に定める応募書類を以下の提出先まで持参又は郵送（書留）により提出してください。なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。郵送の場合は、11 月 30 日必着とします。

<提出先>

- ・担当部署 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課 新体育館整備チーム
- ・住所 〒010-8572 秋田市山王 3 丁目 1 番 1 号 第二庁舎 6 階

(2) 応募書類

ア 命名権取得申込書【様式 1】

イ 会社概要【任意様式】

（注）パンフレット（写しも可）や自社ホームページに掲載されている内容をプリントアウトしたもの等。

ウ 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）

エ 直近 3 か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）

（注）上記の財務諸表を作成していない団体等は、経営状況が把握できる計算書類を提出すること。

オ 県税納税証明書

（注）県税の徴収金について滞納のないことを証するもの。事業所の所在地が秋田県内であるか否かに関わらず提出すること。

カ 国税納税証明書「その 3 の 3」

（注）法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証するもの。

キ 地域貢献・社会貢献活動の実績及び今後の計画について【様式 2】

(3) 失格の取扱い

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 本要項に規定する応募資格及び諸条件に適合しないとき
- イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

ウ 募集期間の期限までに所定の書類が整わなかったとき

エ その他不正な行為があったとき

(4) その他

ア 応募者は、複数の申込みを行うことはできません。

イ 申込みに必要な経費は全て応募者の負担とします。

ウ 提出を受けた応募書類は、本件施設の命名権に係る手続きにのみ使用します。
なお、応募書類は返却しません。

エ 申込みを辞退する場合には、令和8年12月15日午後5時15分までに、**申込辞退届【様式3】**を以下の提出先まで持参又は郵送（書留）により提出してください。なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、12月15日必着とします。

期限経過後の辞退は認められません。

<提出先>

- ・担当部署 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課 新体育館整備チーム
- ・E-Mail sports@pref.akita.lg.jp

9 質問の受付

(1) 受付期間

令和8年10月1日から10月16日午後5時15分まで（必着）

(2) 提出方法

募集要項の内容に関する質問がある場合は、**質問書【様式4】**に記入の上、以下の提出先まで電子メールにより提出してください。なお、その際の電子メールの件名は「新県立体育館のネーミングライツ・パートナー募集に関する質問書」としてください。

<提出先>

- ・担当部署 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課 新体育館整備チーム
- ・E-Mail sports@pref.akita.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月30日午後5時までに県公式WEBサイトにて一括して公開します。

なお、回答公開の際には質問者名は非公表とし、質問者が特定、又は類推されるおそれのある質問項目については、県の判断により質問の内容を修正する場合があります。また、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が認めたものについては、非公表とすることがあります。

10 選定方法等

(1) 選定方法

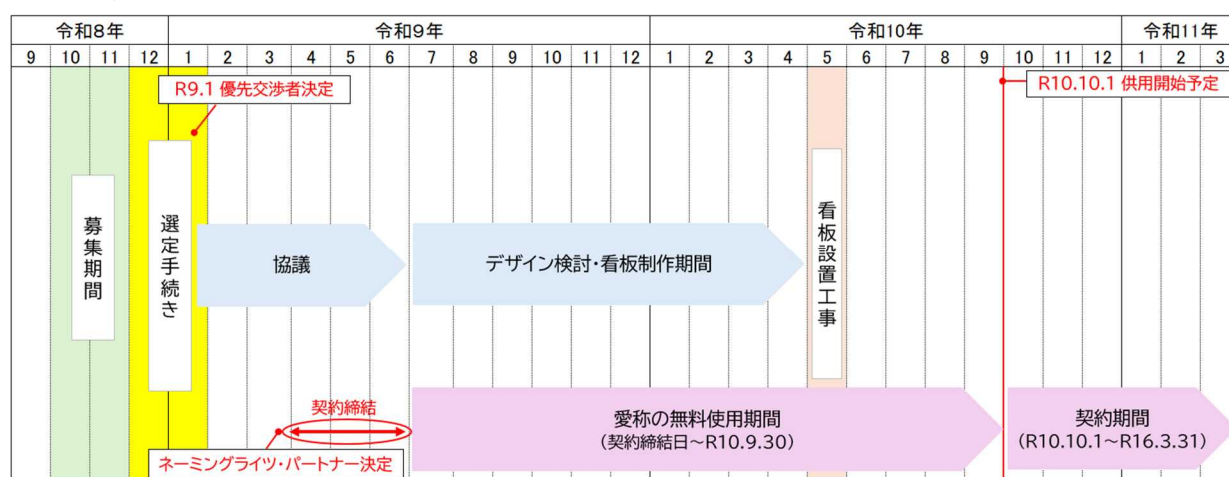
審査基準【別紙】に基づく審査により、令和9年1月頃に秋田県広告事業審査会において優先交渉者を選定します。その後、県と優先交渉者が協議を行い、協議が調った場合にネーミングライツ・パートナーとして決定します。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に文書で通知するとともに、ネーミングライツ・パートナーの企業・団体名等を県公式WEBサイトにて公表します。

なお、審査の内容に関する問合せ及び異議等については、一切応じられません。

11 スケジュール



(注) 上記のスケジュールは現時点での想定であり、変更となる場合があります。

12 問合せ先

担当部署 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課 新体育館整備チーム
 住 所 〒010-8572 秋田市山王3丁目1番1号 第二庁舎6階
 電話番号 018-860-1246
 E-Mail sports@pref.akita.lg.jp